



宮 崎 県 公 報

平成22年10月14日（木曜日） 第 2226 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報……………（総務課） 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課） 3
- 民有林の保安林の指定（3件）……………（自然環境課） 3

- 宮崎県船舶廃油処理規程の一部を改正する告示……………（港湾課） 4
- 公 告
- 産業廃棄物の多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施の状況の縦覧……………（循環社会推進課） 4
- 県営土地改良事業計画の策定……………（農村整備課） 4
- 都市計画の変更……………（都市計画課） 4
- 正 誤
- 平成22年 8 月19日付け県公報（第2210号）中…………… 5

告 示

宮崎県告示第 711号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成20年宮崎県告示第 728号）については、廃止する。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
県職員選考採用試験	試験種目別得点及び総合順位	合格発表の日から起算して6月間	総務部人事課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験（推薦）	筆記試験の得点及び面接評価（不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県立看護大学総務課
宮崎県立看護大学特別入学者選抜試験（社会人）	筆記試験の得点及び面接評価（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験（前期）	筆記試験（大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。）の得点、面接評価及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学一般入学者選抜試験（後期）	筆記試験（大学入学者選抜大学入試センター試験を除く。）の得点、面接評価及び総合順位（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者一般選抜試験	筆記試験の科目別得点及び口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上

宮崎県立看護大学大学院博士前期課程入学者特別選抜試験	筆記試験の得点及び口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
宮崎県立看護大学大学院博士後期課程入学者選抜試験	口述試験成績（不合格者に係るものに限る。）	同 上	同 上
准看護師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	福祉保健部医療業務課
歯科技工士国家試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
毒物劇物取扱者試験	科目別得点	同 上	同 上
登録販売者試験	科目別得点	同 上	同 上
介護支援専門員実務研修受講試験	分野別得点	合格発表の日から起算して2週間	福祉保健部長寿介護課
調理師試験	科目別得点及び総合得点	合格発表の日から起算して1月間	福祉保健部衛生管理課
ふぐ処理師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
宮崎県製菓衛生師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
クリーニング師試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
宮崎県保育士試験	科目別得点	同 上	福祉保健部こども政策局こども政策課
狩猟免許試験	知識試験の得点、技能試験の減点及び適性試験の適否	最終合格発表の日から起算して1月間	環境森林部自然環境課、西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課
林業架線作業主任者免許講習修了試験	科目別得点	合格発表の日から起算して1月間	宮崎県林業技術センター
砂利採取業務主任者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	商工観光労働部工業支援課
採石業務管理者試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
技能検定試験	科目別得点	同 上	商工観光労働部労働政策課
職業訓練指導員試験	科目別得点	同 上	同 上
県立産業技術専門校訓練生選考試験	学科試験の科目別得点	同 上	受験した県立産業技術専門校又は県立産業技術専門校高鍋校
宮崎県農業管理指導士認定試験	科目別得点及び総合得点	可否通知を発送した日から起算して1月間	農政水産部営農支援課
宮崎県農業機械士等認定試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上

県立農業大学校入学試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	県立農業大学校
家畜人工授精講習会選考試験	総合得点及び順位	同 上	農政水産部畜産課
家畜人工授精講習会修業試験	科目別得点及び総合得点	同 上	同 上
県立高等水産研修所入所試験	筆記試験の得点及び総合順位	同 上	県立高等水産研修所
宮崎県産業開発青年隊入隊試験	一般選考試験又は推薦選考試験における総合評価点及び順位	同 上	宮崎県建設技術センター

宮崎県告示第 712号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
澤 田 壽 仁	医療法人仁愛会横山病院	都城市	大腸外科 ・内視鏡外科	平成22年10月1日
堀 添 善 尚	えびの市立病院	えびの市	内科	平成22年10月1日
神 崎 真 実	高千穂町国民健康保険病院	高千穂町	内科	平成22年10月1日
志 田 正 夫	みまた病院	三股町	内科	平成22年10月1日

宮崎県告示第 713号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町脇本字並松3873・3889・字高畑3907（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 714号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾野4298-1、4298-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字尾野4298-1・4298-3（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 715号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字柿畑1329、1332-10、1332-11、1332-18
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字柿畑1332-10・1332-11・1332-18（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県船舶廃油処理規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 716号

宮崎県船舶廃油処理規程の一部を改正する告示

宮崎県船舶廃油処理規程（昭和50年宮崎県告示第1165号の3）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(施設の名称、位置及び能力) 第2条 施設の名称、位置及び能力は、次のとおりとする。 (1) 名称及び位置 ア 油津港廃油処理施設 宮崎県日南市字大節22番地68 イ 細島港廃油処理施設 宮崎県日向市竹島町1番地の2 ウ・エ [略] (2) 能力 ア [略] イ 船舶接岸能力 油津港 総トン数 700トン以下の船舶 細島港 総トン数 1,000トン以下の船舶 門川漁港 総トン数20トン以下の船舶 [略]	(施設の名称、位置及び能力) 第2条 施設の名称、位置及び能力は、次のとおりとする。 (1) 名称及び位置 ア・イ [略] (2) 能力 ア [略] イ 船舶接岸能力 門川漁港 総トン数20トン以下の船舶 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）第12条第7項の規定による産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び同法第12条の2第8項の規定による特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の提出並びに同法第12条第8項の規定による産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施の状況及び同法第12条の2第9項の規定による特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画の実施の状況の報告があったので、それぞれの計画及び実施の状況を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 計画及び実施の状況の縦覧場所
宮崎県環境森林部循環社会推進課
- 2 計画及び実施の状況の縦覧期間
平成22年10月14日から平成23年10月13日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、八所地区県営土地改良事業（小林市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年10月14日から平成22年11月11日まで
- 3 縦覧場所
小林市野尻庁舎地域整備課内

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成22年10月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画臨港地区 細島港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
日向市竹島町並びに日知屋幡浦の各一部

正 誤

平成22年 8 月19日付け県公報 (第2210号) 中

ページ	行	誤	正
10	19	平成61年	昭和61年